



色の バリアフリー

色覚についての正しい認識

人間の感覚機能には、個人差があります。味覚に個人差があるように、色の見え方(色覚)にも個人差があります。

色の識別を容易にするためには、さまざまな工夫と的確なアドバイスが必要です。

名古屋市教育委員会
名古屋市学校医(眼科)会

色のバリアフリー

色覚についての正しい認識

日常生活では、いろいろな色が使われています。色には見分けやすい色と見分けにくい色があります。色分けの苦手な人もいます。

これまで、色の見え方が違うことを「色覚異常」と呼んでいましたが、それは個人の特性であり、むしろ「色覚特性」というべきでしょう。

子どもを指導する教師として色覚に対する理解を深め、色の見え方に特性のある子どもに対して教育的な配慮をすることが大切です。

他人の色覚はわからない

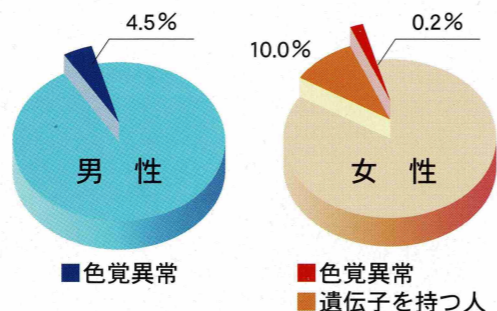


ある色が「何色に見えるか」は、本人以外にはわかりません。ある「色」について、多くの人には、おそらく同じように見えているのでしょう。しかし、他人の目で何色に見えるかは、厳密にはわかりません。したがって、ある色をほかの色と区別できるかどうかということが大切です。

このような観点から、区別のできない色の組み合わせがあるかどうかを知ることが、個人の色覚の特徴について判断できる唯一の方法です。

色覚異常について

色覚異常（特性）の頻度は、「石原式色覚異常検査表」によると約2%といわれています。それは男性・女性を合わせたもので、男性は約4.5%、女性は約0.2%です。ただし女性の場合は、10人に1人の割合で、潜在的に色覚異常の遺伝子を持っています。



色覚異常の色彩感覚

色覚異常の場合も本人には色はわかっています。日常生活においてほとんど支障を感じていませんが、明るさや鮮やかさが変わるにつれて、色が違って見えてくる傾向があります。しかし、成長とともに色についての経験の積み重ねによって、色彩感覚はかなり修正されることが多いのです。

色彩感覚に違いが見られたら

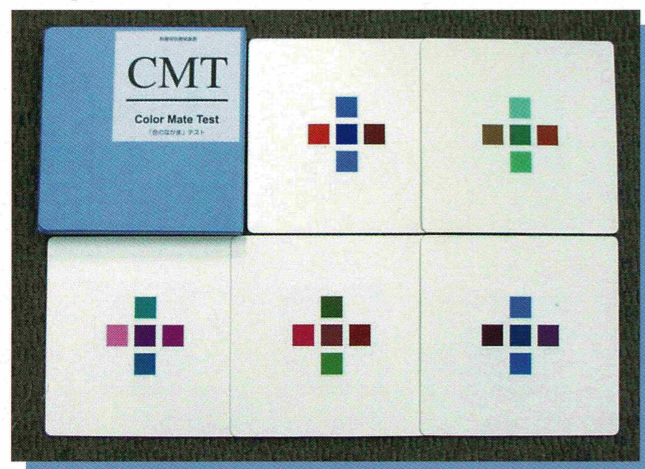
色の見え方の個人差について、普段はお互い気が付きませんが、場合によっては気が付くことがあります。たとえば、色の名まえを間違えたり違う色を使ったりすることは、誰にでもありますが、明らかに他の人と色の使い方が違う場合に、色の見え方の違いがわかります。

色の見分けにくい子どもは、医学（眼科）的にいえば「色覚異常」の可能性がありますが。保護者から、子どもの色覚について相談があった場合には、医師に相談するようすすめるなど適切な対応が必要です。眼科的に治療するというものではありませんので、色覚については、教育的な配慮が必要となります。



教育用色覚検査表「CMT(カラーメイトテスト)」

CMTは、色覚特性の子どもが、どんな色の組み合わせが区別しにくいかを調べ、生活での配慮をどのようにしたらよいかを明らかにするためのものです。



同じ色の仲間が、「縦に並んでいるか横に並んでいるかを見分ける」簡単な検査です。

色の組み合わせ

良い例 色の明るさに差をつけるだけで、こんなに見やすくなる。

安全確認

安全確認

安全確認

悪い例 似た色や、明るさが近い色の組み合わせは識別しにくい。

安全確認

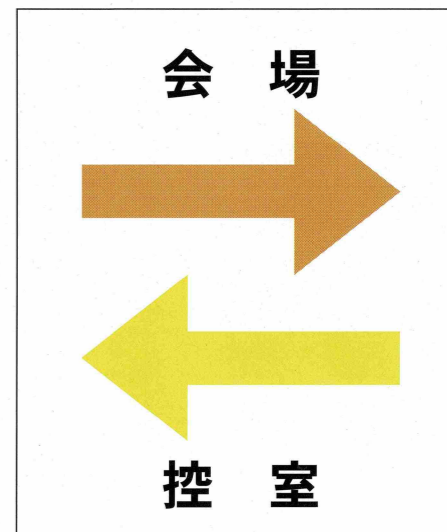
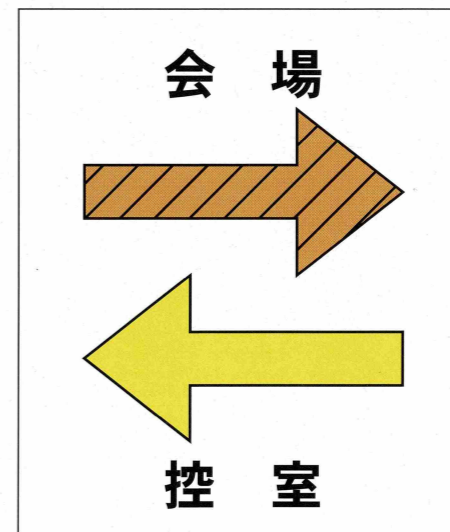
安全確認

安全確認

区別をつけやすくする工夫

良い例 矢印を黒で囲んだり、斜線をつける。

悪い例 色だけの表示では、区別がつきにくい。

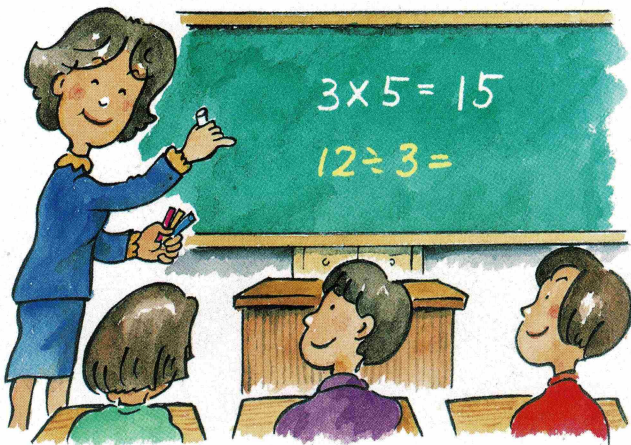


色の バリアフリー

色覚についての正しい認識

特別視することのない姿勢で 指導に当たる

学習指導で留意すること



教科書や掛け図の色、絵の具類の扱い、教材教具や実験・実習などに色の判断を必要とする場面で、色覚が問題となります。

○板書に当たって留意すること

- ・緑色の黑板上に、赤や青色のチョークを使うと見にくいので、なるべく白や黄色を用いる。
- ・図を描いて色分けをする場合には、文字や記号を併記したり、境界線等に白色チョークを用いて区別をはっきりさせたりするなどの工夫をする。

進学・就職について

高校・大学などへの進学や就職に当たって、ほとんどの場合、「色覚異常」は問題になりません。



学校保健法施行規則 の改正について

色覚検査で「色覚異常」とされた人でも、ほとんどの場合、支障なく学校生活を送ることができることが明らかになってきています。このことから、色覚の違いは社会的な障害ではないと国が判断し、文部科学省は小学4年生を対象に行っていた色覚検査を、平成15年度から廃止しました。※名古屋市では、平成14年度から検査を廃止しました。

労働安全衛生法令 の改正について

【改正の理由】 色についての経験を積み重ねることにより、ほとんどの場合、支障なく業務を行うことが可能であることが明らかになってきています。また、業務に特別の支障がないにもかかわらず、事業者において採用を制限する事例が見られます。

【措置の内容】 雇用する際の健康診断における色覚検査を廃止しました。また、「色」を活用した安全確保のための識別措置について、容易に識別できるように必要な改正を行うこととしました。